

知内町狩猟免許等取得助成金交付決定通知書

_____様

知内町長 西山和夫

平成 年 月 日付で交付申請のあった、平成 年度知内町狩猟免許等取得助成金について、知内町狩猟免許等取得助成金交付規則第6条の規定により、下記のとおり交付決定します。

記

1. 補助金の額 円
2. 補助金交付の条件
 - (1) この事業については、町長が調査し、又は監査委員が監査することがあります。
 - (2) 知内町狩猟免許取得支援補助金交付規則第9条に該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
 - (3) 交付決定を受けた申請者は、狩猟免許等取得助成金請求書を町長に提出しなければなりません。
 - (4) この補助金の交付決定額は、交付申請の内容に基づいた金額です。